

スペースポート紀伊 カイロス第1号機ロケット打上げ見学ツアー

那智勝浦町側見学場、旧浦神小学校の屋上入場可能な特別入場券を含む見学ツアーです

※当ツアーはスペースポート紀伊 カイロス第1号機ロケット打上げ見学を那智勝浦町側旧浦神小学校の見学場への入場券を含んだツアーです。

※当ツアーにご参加の皆様は 旧浦神小学校校舎屋上での見学が可能です。

※混雑が予想されますため、途中参加並びに原則途中離回はできませんので予めご承知の上お申し込みください。

※ロケット打ち上げ延期等による催行の決定に際しては見学場チケットと同様の取り扱いとなります。

旅行取扱：(一社)那智勝浦観光機構 旅行事業部



ご旅行日程：2024年3月8日(金)～3月9日(土) 1泊2日

※1日目については各自宿泊ホテルへご宿泊頂きます。

○ホテルチェックインよりツアー開始となります。

ご旅行集合場所：新宮市内指定宿泊ホテル

ご旅行解散場所：JR 紀伊勝浦駅前(新宮市内まで送迎可)

ご旅行代金：宿泊利用ホテルにより異なります。

別記載のご利用ホテル一覧記載の旅行代金一覧をご参照下さい。

2日目のみ添乗員同行 最少催行人員 20名

ご旅行代金にはご利用ホテル(1泊朝食付き)、貸切バス、ロケット見学場入場料、2日目昼食弁当、添乗員同行費用(2日目のみ)、旅行企画料金を含みます。1日目夕食及びご利用ホテルまで/解散場所からの交通費等は含みません。

	月日(曜)	行 程	食 事		
			朝	昼	夕
1	3/8 (金)	各お申込みのプランにある宿泊先へ各自チェックインいただきます。 ※この日は特にプログラムはございません。	—	—	—
2	3/9 (土)	各宿泊先よりツアー専用バスにて那智勝浦町側ロケット打上げ見学場へご案内 (当日は添乗員がご案内いたします。利用バス会社：熊野御坊南海バス) 見学場到着後、当見学ツアーご参加の皆様は 旧浦神小学校校舎屋上へご案内いたします。 ※旧浦神小学校校舎屋上は、椅子に座って観覧できる特別観覧席となります。 <予定コース> 新宮市内各ホテル=====◎那智勝浦町浦神：ロケット打上げ見学場 8:00頃 9:30頃 ロケット打上げ見学場にて カイロス第1号機の打上げをご覧いただきます。 当日は見学場内には大型モニターを設置予定です。また複数の出店等も予定しており、時間の許す限り会場にてお過ごしいただけます。 (ツアー参加の皆様へは那智勝浦名物駅弁 マグロステーキ弁当を現地にてお渡ししますので、ご出発までのお時間に会場内にてお召し上がりください) ロケット打上げ見学場=====那智山エリア： 13:00頃 14:00頃 熊野那智大社・那智山青岸渡寺・那智の滝を見学 那智山=====紀伊勝浦駅==新宮市内 16:00 16:30 17:00 解散時間は紀伊勝浦駅 18:04 特急くろしお36号(新大阪行き) 17:11 特急南紀8号(名古屋行き)に接続しております。	○	弁	—
☆熊野那智大社・那智山青岸渡寺及び那智の滝への見学は徒歩で見学いただけます。					

道路混雑が予想されるため余裕を持った旅程を作成しておりますが、当日の道路状況により行程の変更が生じる場合がございますので予めご承知おきください。当ツアーに自家用車でご参加の場合、自家用車は新宮市内のホテルに駐車いただく予定です。また解散場所についてJR紀伊勝浦としておりますが、新宮市内ホテルまで送迎させていただきます。



提供：スペースワン社



和歌山県知事登録旅行業第3-326号
一般社団法人 那智勝浦観光機構(NACKT) 旅行事業部
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地6-1-1
電話 0735(52)6153 FAX 0735(52)0131
メール:travel@nachikan.jp
営業時間 9時から18時(土日祝は休業)
全国旅行業協会正会員 和歌山県旅行業協同組合会員
募集型企画旅行実施可能区域:那智勝浦町・新宮市・太地町・串本町・古座川町
旅行業務取扱管理者:藤原健一

旅行業務取扱管理者はお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご連絡なく上記取扱管理者へお尋ねください。



ご旅行代金(ご参加者お一人様あたり)

ご利用いただく前泊ホテルにより旅行代金が異なります。

※お申込書にご希望ホテル名をご記入ください

ご利用宿泊施設	部屋タイプ	ご旅行代金	
		(大人)	(子供)
ユーアイホテル	洋室 シングルタイプ	19,800円	18,300円
新宮ステーションホテル	洋室 シングルタイプ	18,800円	17,300円
那智勝浦町内民家宿泊 (食事なし)	和室 一棟貸切対応 (2名以上最大6名様まで)	18,000円	16,500円

※那智勝浦町内民家宿泊につきましては2名様以上での対応となります。また集合／解散場所については全体行程とは異なりますので予めご承知おきください。

※新宮市内宿泊ホテルは上記以外となる場合もございます。(ホテル差額による増減がある場合がございます)

打上げイベントについて

ステージ・大型モニター

●ロケットに関して知見を持つ有識者による解説など、宇宙について楽しく学べるプログラムを実施予定

●P R映像、打上げ映像を大迫力の大型モニターで放映予定

イベントスケジュール(11時打上げ想定)	
8:00	開場
地元P R映像を放映	
露店出店者による地元商品紹介	
10:00	ステージイベント開始
串本町にロケット発射場ができた理由	
スペースポート紀伊、カイロスロケットの紹介	
10:45	打上げ待機
10:55	打上げカウントダウン
11:00	打上げ
12:00	終了

※あくまで現時点の想定です



※大型モニターのイメージ



見学場(イメージ) 旧浦神小学校(当ツアー参加者は屋上まで登れます)

同意事項 下記事項に同意の上、お申込みください。

見学場への持ち込みは撮影に必要な三脚、カメラ、及び貴重品等の必要最低限で皆様のご協力をお願いいたします。(大きなお荷物はバス車内に置けます)

3月9日(土)のロケット打上げ予定日までに延期が決定した場合、その他重要な情報はカイロスロケット打上げ応援サイトの新着情報、お客様が登録されたメールアドレスにて情報提供いたします。ロケット打上げの延期発表、再実施の有無・申込方法はお申込み時頂いたメールアドレスへメールにてご連絡いたします。

重要

ご旅行内容の変更並びにお取消しについて

当企画へご参加いただく場合は原則として全行程ご参加いただくこととなります。

(一部行程のみご参加いただく場合はお客様のご都合による権利放棄としての取り扱いになります。)

ロケット打上げ見学を目的とするツアーの性質上、一部取り消し条件が異なりますので以下をご参照ください。

お客様のご都合によるお取消しの場合

当機構の旅行業約款により出発の21日前より取消料の対象となります。

ロケット打上げ延期によるお取消しの場合

ロケット打上げ中止または延期が発表された場合の取扱いは以下のとおりです。

なお、ロケット打上げ中止または延期が確定後、一部変更してツアーを実施する場合がございます。その場合の旅行代金は以下に変更となり、差額は後日返金させていただきます。

ロケット打上げ中止または延期については発表時間により異なりますのでご注意願います。

延期になった場合、新たに企画実施予定の見学ツアーへの参加権利は3月31日まで有効となります。

3月7日17時まで中止・延期発表のあった場合・・・☆旅行代金全額返金対象となります

3月8日17時まで中止・延期発表のあった場合・・・☆入場チケット代金返金対象

3月9日8時まで中止・延期発表のあった場合・・・☆入場チケット代金のみ返金

☆前日午後以降(当日を含めて)ロケット打上げが中止または延期となった場合、ツアー内容を変更してツアー催行する場合がございます。当日打上げ中止または延期になった場合でも応援会場ではイベントは実施する予定です。イベントへご参加(入場)された場合はロケット入場料相当の払い戻しはございません。ただしイベントへ参加されなかった場合はロケット入場料相当額のみ返金させていただきます。(大人3,000円 子供1,500円)

☆3月中に延期となった場合、新たに企画実施予定の見学ツアーへの振替をご案内いたします。その場合宿泊施設等に変更が生じる場合もございます。旅行代金に変更になった場合差額の返金または追加徴収となる場合がございます。なお旅行代金増額の場合、お取消しの場合は取消料なく取消可能です。

※お申し込み・お問い合わせは 一社)那智勝浦観光機構 0735-52-6153 (FAX:0735-52-0131)

ご旅行条件(抜粋) ここに記載のない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行の部)によります

この旅行条件書は、旅行業法第12の4に定める取引条件説明書、及び同法第12の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は、一般社団法人 那智勝浦観光機構(和歌山県知事登録旅行業第3-326号 以下「当機構」という)が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当機構と募集型企画旅行契約(以下「契約」という)を締結することになります。また、契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする「行程ご案内」と称する確定書面(以下「行程ご案内」という)及び当機構旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当機構約款」という)によります。

- 旅行のお申込み
(1) 所定の旅行申込書(以下「申込書」という)に所定事項を記入の上、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金又は、取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。申込金の金額は別途旅行代金記載欄に記載しております。
(2) 当機構及び旅行パンフレット裏面の委託販売欄に記載された当機構の委託旅行業者又は委託旅行業者代理業者の営業所(以下「当機構」という)は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当機構が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。(受付は当機構の営業時間内とし、営業時間後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当機構は、予約がなかったものとして取り扱います。
- 契約の成立時期 お客様との契約は、当機構が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時点で成立します。具体的には、次によります。①店頭(及び当機構からの外交員による訪問販売)の場合は、当機構が契約の締結を承諾し、当機構が第1項(1)の申込金を受理した時。②電話等による契約の予約の場合は、当機構が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目(当たる日)までに当機構からお客から第1項(1)の申込金を受理した時。
- 「行程ご案内」(確定書面)の交付
当機構は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「行程ご案内」を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。
- 旅行代金に含まれるもの
(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食費、消費税等の諸税・サービス料金及び特に明示したその他の費用等。(2) 添乗員が同行するコースの添乗員の経費等。(3) 各コースに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しいたしません。
- 旅行代金に含まれないもの
第7項のほかは旅行代金に含まれません。
- 契約内容の変更
当機構は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当機構の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
- 旅行代金の変更
(1) 当機構は、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更することがあります。
(2) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が増減する旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当機構の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金を変更します。
- お客様による契約の解除(旅行開始前)
(1) お客様は、いつでも第12項に定める取消料を当機構に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みされた当機構の営業時間内とします。(営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。
(2) お客様は、次に掲げる場合は本項(1)の規程にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
①当機構によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第18項の表④左欄に掲げるものその他重要なものであるときに限ります。
②第7項(2)の規程に基づいて旅行代金が増額されたとき。
③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当機構による契約の解除(旅行開始前)
(1) お客様が第1項(2)の期日までに旅行代金を支払われないときは、当機構は、その翌日においてお客様が契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。当機構は、次に掲げる場合、お客様に事由を説明して契約を解除することがあります。①お客様が当機構のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。④お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始の前日から起算してさかのぼって13日前(日帰り旅行については3日前)までに旅行を中止する旨をお客様に通知します。
⑥当機構が予め明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当機構の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- お客様による契約の解除(旅行開始後)
(1) お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領できず、又は途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しいたしません。
- 取消料 契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してのお客1名につき取消料をいただきます。
- 特別補償 当機構は、前項に基づく当機構の責任が生じるか否かを問わず、当機構約款「特別補償規程」に従い、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度、ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、CD-ROM、光ディスクに書かれた原稿(記 憶媒体自体は補償対象)、その他同規程第13項に定める品目については補償しません。
- お客様の責任 お客様の故意又は過失により当機構が損害を被ったときは、当機構は、お客様がお客から損害の賠償を申し受けます。
- 旅行条件・旅行代金の基準期日 この旅行条件の基準日は2024年1月26日に有効な運賃及び料金を基準としています。

旅行企画・実施 和歌山県知事登録旅行業第3-326号 一社)那智勝浦観光機構 旅行事業部 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地6-1-1 電話 0735(52)6153 FAX 0735(52)0131

全国旅行業協会正会員 和歌山県旅行業協同組合員 募集型企画旅行実施可能区域: 那智勝浦町・新宮市・太地町・串本町・古座川町

【スペースポート紀伊 カイロス1号機ロケット打上げ見学ツアーへの参加申込書】

ふりがな		ふりがな			
申込代表者 氏名		所属先名 勤務先			
書類送付先	〒 _____ ※ご勤務先の場合は、会社名/施設名までご記入ください。 都道 府県				
TEL/FAX	所属先:TEL () — FAX () — 自宅:TEL () — FAX () — 携帯: () — ※メールアドレスは以下に必ずご記入ください。				
No.	ふりがな 氏名	性別	メールアドレス 携帯電話番号	年齢	ご希望ホテル(プラン)名等 <ご希望をご記入下さい>
記入例	わかやま いちろう 和歌山 一郎	男	travel@nachikan.jp 0XX-XXXX-XXXX	00歳	●●ホテル希望 可能であればツイン希望
代表者	(上記申込代表者)		メールアドレス: 電話番号: ()	歳	
同行者①			メールアドレス: 電話番号: ()	歳	
同行者②			メールアドレス: 電話番号: ()	歳	
その他ご要望:					
現地までの交通機関等について以下にご記入ください。					
ご利用交通機関: JR 自家用車 路線バス			ご到着予定時間: 3月8日 時 分		
弊社予約管理番号(機構利用欄):					

お申し込み先 FAX :0735-52-0131 メール:travel@nachikan.jp

お申し込み後メールにてご旅行代金の清算のご案内をさせていただきますのでお手数ですが
上記へ必ずメールアドレスのご記入及びお支払方法を以下にてご選択ください。

お支払い方法(ご希望に○印を)

・銀行振込 ・クレジットカード ・コンビニ払い



和歌山県知事登録旅行業業 3-326 号
一般社団法人 那智勝浦観光機構(NACKT) 旅行事業部
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地6-1-1
電話 0735(52)6153 FAX 0735(52)0131
メール:travel@nachikan.jp
営業時間 9時から18時 (土日祝は休業)
全国旅行業協会正会員 和歌山県旅行業協同組合会員
募集型企画旅行実施可能区域:那智勝浦町・新宮市・太地町・串本町・古座川町
旅行業務取扱管理者:藤原健一



旅行業務取扱管理者はお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記取扱管
理者へお尋ねください。

お申込みにあたり回答まで少し時間を頂いております。

お申し込み後順次回答させていただきますので予めご承知おきください。(2日以内に回答いたします)